翁艸

九十

談話

典

内閣文庫
和書
類 三四六八
號 五一
冊 二
函 二三
架 一七

内閣文庫
番號 和 34468
冊數 51 (6)
函號 212 266

共五十一

国立公文書館
National Archives of Japan

陶
271

翁草巻之九目録

毛利安芸守事語之事
加茂家断絶前表之事
悔辱坊事
肩人亭甫事
升上玄徹事
異鳥献上事
加茂信貞事
加茂出羽守吹矢筒之事
阿部豊後守正武事

陶
1

国立公文書館
National Archives of Japan

吉川惟足事

歌舞妓淨瑠璃盥觴之事

吉村兵左衛門物語之事

警巣見姓来由之事

内閣文庫

翁草巻之九

毛利安左衛門物語之事

毛利安左衛門と云浪人生涯学問実ならず仮名虚誕無文人物が叶ふ故世大坂の陣に某も長男家督新に屬し城内に立籠り戦場の事い今時の壮士達の是迄推量せし様と事に客易き名を栖の如和漢を乱戦場と云ハ昼夜の境界なく心をくだき免れ難の防もなく兵粮とて玉米飯ヲッ立汁と塩を掌中にして稍々飢を助を考へハ外来の陰に武具を枕に寄来侵されなく夜を明し城中無程秋を分て

内閣文庫

七歩ニ成今や秋討と度食を忘れ寝ても
色くの新説有事仍其ハ敵ハ敵の内通ニ
よりしと今眞大をかくるおと拙く老ニ
云如く其儘を兼ねる而も外も仲の手沢寸時も
安心ハ出れハ手柄言名を心掛る性ハ命を勇金を
拵ものゝ元ニ上闘諍と云ふの喧嘩おゝ互の怒
り勇元ハ死を顧ぬ心も第と合戦ハ敵ハ対
一事私の念ハ唯患と義を捕りて諍ふ外
ハ喧嘩程ハ勇元ハ云ふと去れハ十人ハ九人ハ
如此日夜悩まさと言名立身の望ハ失セ果て

右ハ軍師ハ武士を止ハ云ハ偶義業と云如
其一生を過さんおとと思ふ計也さて敵と取結ハ
切合ハ限ハ士煙を立て人多ハ心乱ハ勝負夜ハ夢
路を辿る如く思ふ場数有て人ハ力も有
まやと思ハ武義度ハも勝負ハ事
無一と答ハ敵ハ尾根ハ老弟ハ敵ハ
下ハ各居義徒を伏て居ハ武堂の備を来
押太鼓の音近付ハと呼て大将軍新下知一事業
配を揚ハと人ハ必辞り左て和居一と馬を乗ハ事
下知ハ新世時捉ハて如ハ如ハ

口惜き哉と涙口を啣し、終て傍を見れハ外者人
も皆姿ハいとかなき者ゝ間近き如く思ひ紙屋紙
揚と雖合始る此時息震ひハ止まり色ハ
軍中に成る震ひ生ず有り也者ゝ後れ者ゝハ
死と後日に成人のとき敵戦場の討死と云ハ
敵軍討死し手柄ノ戦場の討死と云ハ
いと先しゝ禁く勝れし者左討ハ死と大方乱炮
ハ歩倒れ又落馬し三ノ男と上ハ馬ハ踏れ
倒れと押伏れ首を取れ或ハ手柄を突
敷れ薄川に投ぜ落ち踏殺れ切腹の死ざる百

人に五十八有り早ハ一早責忠劇の中ハ誰ハ勇
敢ハ者ハ無ハ此敵ハ皆討死の敵に入ハ国ハ色前
云義ハ此敵を討死のを許ハ此ハ此ハ此の戦
場の評と云り

加茂宗斷絶前表の事

蒲生秀紀に仕て一万石を領し神田信長に三士
後に加茂脇後に仕へ五千石を領し加茂長次絶
の後ハ阿波松平阿波守方へ抱れ三千石を領し子孫
今ハ彼家に在り信長ハ加茂家ハ寛永八年
に不思議ハ者ハ有り桐の本に咲ハ

の如く菓餅を生り出す諸人見て大に驚き
小未は如何成る人其餅を手に熟て見て結局
きに稍々熟て見る時に内か嵐吹て
もく人く怪き事彼菓を悉く取て切割て見
れは内外皆く嵐を悉く折敷て捨た
又菓の中に蛇一ツ有り小男没奇怪を計無し然る
其翌寛永九年六月肥後を患て同嫡子豊後光西
父子共配流に被処仏国を除て新田小弥太也也各
呼合て彼蛇の子細有て其人今に亦掛り居る信者
如語し此阿弥家中の士語て

悔雪坊事

延宝の始洛東智積院に悔雪坊と云僧を生国を
筑紫に尋く松浦肥前の家中の子也是を且
梵字を書て仏善を其名世に高し上坐の所に
席を捨て寮に居常に茶を乗て茶を指し其風儀
紫野乃一休和尚に似たり其頃
後水尾院　法皇聞く所に彼の梵字
の事を聞給及て　叡覧有て智積院に
正運故の許へ明日已刻悔雪　院参の事を仰
下る僧正急ぎ悔雪を呼て是仰を従て参

召連れ帰りくの支度なく院参を終て帰り
宿に悔雪為く不悦色仰辞して寄人ともに伺正
拙くこれ勤む悔雪也　院宮を無人は憚有ども
思い直して去れば明日御[illegible]に　院参下仕て
寮に協初翌日伺ども不連未明に智嶽院を初く
院御所乃多をかの時方と紀個を其御京紙
子本綿衣を表に管刷毛の彩を濃紙に包み
色を携怪変御為く御門の急ぶ不八番夫乞食伺
と思ひ此之悔雪云色八今日御門に仍　院参仕る悔
雪に[illegible]去為く唯今参ると答ふ　番寺其所に

前夜に兼参るの加色八此由を上ぶ別悔雪を召
て知に其御古紙に本綿衣の垢付多を悼ると色
に御前ぶ候て有合ふ公卿殿上人も多く渠が
異風八聞及なる儿苦加役色八有体と異儿ぶ聞
ま伺に有抜申と各無気く笑儿
院に八都て月到て抜ぶ多御ぶ有ぶ無ぶ
ぶふ儿や却て御前に於て梵字を拙く書ぶ
と苦　厳感有く退出の時に養の鈔抜を
ぶ悔雪頂戴て退て傍に向く申ぶ八　有難
申度に候て色恩祐が拙景に加紙の義無為者

御とも入用無ものゝ又物領の物を代りに出す
事なるべし迷惑方無之ゝ妙器とハ是
差当りにて其所なく退出せしやう又或時運敵
僧西 院御前に漢和を欲の御所に召しる事有て
御西 院参の用意有きゝ悔悔 来る云ゝ明
日の 院第一宗の事 中務を論義 みるも仰せ
ゝ有ゝ宗門の市懐やゝ変ず何ぞや其意
あゝ如詩を歌ひの事に召まゝ取ゝ愛ずるハ
高や禅宗あとの儒学に各有さゝ他宗あゝ少
て変是に智慧院の僧西ある人の世を連歌さん

者有ゝハ一宗の破滅ゝ社ゝ左有ゝ時ハ一山乃
形化詩聯句に心を高ヤ真言の学を怠ゝ妙夜ハ
勅形ハ一度ハ 院参有ゝ事ハ辞退す行歌と
訊諫を僧西理に伏ゝ自夫詩を歌を被止如
ゝ悔雪ハ書ゝ南部浪華市の用ゝ有ゝハ大仏前
の絵を〻如居て往来の者の絵先を弱 大坂に絵と
云人ハ大坂の伏を彩ゝ南部〻と云人有ゝハ奈良
一の伏を云仏丈を書ゝ〻の取口投入ゝて〻れと
用具令銀の封ゝを一月ゝ知ゝ人ゝ
飯ゝ〻ゝ少も滞ゝ毎ゝ〻ゝ 論に有ゝ志

也ものを

盲人亭甫事

播州完栗を訪ひし沈田備後守に仕へ一亭甫と云
盲人学才有て経書を普く学ひ常に諸子百家
土瓦相摸守に近仕し詩文書に長し皆妙絶を見て
羨談す或儒者亭甫に問て曰吾新愛の北越へ赴
越て用を此る多病也時今向て雪国へ到ント少進
中病を発せバ毛を吹て病を求る也不幾時ハ半途
引て此決為ント筮を善者次第に出と思ふ如何
と亭甫答て曰鳴儒に対し盲人の係る答を望

ハ嗚呼かまくらもいかなる如きハ中なる中一芸博
学の中身に似合ぶる中言ハ元人意に不解ず神の
ム可祈条勿論と云ル芸ハ人にて忽消もるし
先其人病身ハ今冬に掛り言国に到如何也と思ふ
決しなバ止ぶらし又幾で不叶と決る時ハ幾度
熟ル人を考て決定自由形を神冥に掛て半
生理に尚ル存ル答れハ儒者一言の理に伏
ノ大笑面ヤ

井上玄徹事

女院東福門院御不豫の時東武の良医の誉ル

并上玄徹をハ也光ゟ被ㇾ下ㇾ候ハ葉翁遍ㇾ世に頃て御
平愈ましく玄徹こゝ御ものを級東武へ敢ㇾ上ㇾ之時
ゟ武御色紙を被下其序を　照高院門主仰
有ㇾ深ㇾ感ㇾ之ゟ
いかなるものの形ぞの須臾ゟ女院御所ゟ
七枝ましまし吉ゟ人しく良葉を賞ㇾ之七月
四位侍従に除ㇾ之ゟ睦月の世日ゟ
ゟ将軍家の御沙汰ㇾ之ゟ久安武家国
江戸御侍ゟ法眼玄徹を召れ吉ゟ乃御物
家ゟを遠ㇾ之ゟ御ㇾ之事　吉乃

苦所と人ゟて形ゟ世ゟ御ゟ恍ゟ急き
京都ゟ堂ゟ上ゟ来ゟ程ゟ八ゟ形ゟ
ゟゟ世ゟ養ゟ法ゟ形ゟ交茶院ゟ
平ゟ文中乃中ゟ八ゟ周乃者ゟ扁額ゟ
月ゟ次ゟ沈ゟ天下ゟ悦ゟ六ゟ
ゟ八今ゟ同一のゟ　初めゟ
御殿上人ゟ門ゟに吉ゟ形ゟ色紙ゟ
ゟ書ゟ後小路の扁ゟ
逝ゟ御ゟ
ゟ来ゟ

[illegible]

[illegible]

于時延宝茅又居士月下旬　沖判

君家秘宝と香合ハ法[illegible]　和歌の色紙ハ

百枚ハ[illegible]

國母仙院ハ文恭院法印ハ[illegible]

先祖ハ行[illegible]有り又あり世蓮如ハ人と云名[illegible]

ハ鉢と仙窟と云書[illegible]　薩眩絃搗磬并以故也

里有て病ハ以井泉一掘然即已と云[illegible]

業を細[illegible]も医家の珍宝何物如[illegible]

于時延宝五歳次丁巳八月廿八日　記雪　沖判

異鳥歌上ノ事

叡有院殿御代宗対馬守義真（サネ）か異國の大鳥と歌

[illegible]ふを使る酒井雅楽頭の屋敷に持来取次をし

此度カワホリセリ。フランストヽ云国のホウゴロウ。ステレスと

云鴻のリョンと云鳥を歌上仕せを吉取次一意ハ[illegible]

[illegible]其紙を校[illegible]ハ[illegible]　記注[illegible]ハ次せと

其時沙法[illegible]　桜ハ華夫通商考ニ云カアホテホ

ウスイスフランス日和ハ海上六千三百里一里六町ヲ護

[illegible]仕[illegible]も無[illegible]風俗人倫の他法に非ス高の[illegible]

蕨ふ知ひ茶屋人ニ往来の時ハ舟を家ちて品ニ
を取也国ニ四季ハ有ハ共も人物い右ニ記ス如く畜
綿ー土産 大鳥 犀 虎 野牛 麻 象 ホロ鳥
獣色〻多し共 毛紅毛人高麗往来ス三十
五ヶ国の内也紅毛ハ日本ハ海上一万四千九百里 西北ニ当ル 右對馬ノ言上の
ハ三千里 中華 日本ハ西北ニ当ル
カワホリセリフランスハガホテホウスイスフランスと
同国也〻 庭年国〻ニシヤムロウ国ニ多鄭を重て
可校正

加藤清兵衛事

加藤肥後守清正の功績加藤清兵衛貞正始の名ハ幸原
清ハ清正ニ仕官て数度の武功を顕ス 清正肥後
守国を領以後ハ同じ玉名郡大隅山藤が嶽の城ニ也
其後清正ニ随ひ朝鮮ニ渡り森本義太郎庄林隼人
抜ス武勇を励命ス有功の士也然ル清正ニ不思議
ッて肥後を立退紀州ニ行ル 清ハ
大神君聞ニ及ヒ其渠が武功を惜ミて 家康へ対面
ス山寺ニ而上 指遣ル 家康ハ二本松の城を
与ル 本山豊前守と号二万五千石被下与力五十騎附
遣ル 如何思召ん會津ノ領を加藤左馬助の幕

ゆゑ被申其後二代目ノ加茂式部少輔明軍故有て
寛永廿年五月領地を被除しかバ豊前国を宰領の
身と成上方に登り江戸大隅に居住し終に卒
去す嫡子と申山内記と号後に二代松の城を丹羽左
京太夫家へ豊前国より与力家来に被仰付大勢有居
居しが渠等も移る中山内記を客人にて
丹羽家へ呼被申候今に其子孫右家中と申まて世
前国に其子孫ハ多く中書家に志賀弥五左衛門
今に勤有之也

加茂出羽守吹矢筒之事

談所九龍城ハ寛永十八年山岡甲斐守家信領分
居て相続いて二代目を志摩守と号志摩卒後弟邑
五万石に角舎人勘解由ハ五万石取分四万五千石を嫡子
虎に助領して九龍在城の処に所に助無程早世無嗣
ゆゑ仍其跡断絶に成右与力大隅城を加茂出羽守拾
無城に成在番を仰付られ因茲羽守ハ人数城
卒し九龍に行向其行列山駕に堂々然る羽
列自分の馬印に吹矢筒に吹矢を添て持せられ
係る歳主九列の中に異様なる見へ一歩羽守ハ
随分武の心勇賢く強き人成一去ハ者也

吹矢箭ニハ何卒子細有御座
も所以を知る人々ハ矣風俗事有愛と記事
此如羽の室京ハ羽石新庄城主戸沢能登守正
職六万八千石乃妹也或時能登ハ羽州佩蒲
事有り能登許容毎ニ仍甚だ義絶ス
飯室ハ室家ハ爾ニ偏月今日ハ能登ハ義
絶ス おおよの事無之ニ下被立ス 右ニ仍戸
沢家ハ飯室ハ心次第ニ被申ス室
家云女の身ハ夫ニ随ふの筋ハ偏ニ自ハ
外ハ兄弟ハ下ル ハ能登ハ唯此人ニ仕ル一ハ

我絶の事 能登家ハ能登自ハ能登
ハ子ハ一人も無ク 叶腹の男子三人を羽州の
許ハ能登ハ室戸沢家ハ飯室ハ嫡子ハ加賀嘉左衛門
養子家督ハ嫡子ハ二男太郎ハ方地ハ能登
大蛇所事ハ能登ハ勤能妻室ハ甚時能登ハ戸沢家
生涯を能登ハ
阿部豊後守正武事
武君城主阿部豊後守正武ハ才智世ハ聞仁愛深
き侍也或時秘蔵の小柄目貫を入れ置る箱
城開き被見ハ秘蔵の品々多く紛失ス怪

思ふ左有るべき仏ゆく日頃立入る道を呼れ
くの持仏の小柄目貫拵あるべし持参すべし調と
云有れば道を空方くを空撃して二三の月の中に
仲の小道具二色三色持参すを被見ハ外行矢の
品也丈夫成く吟味を遂ふ所ハ近習の内も悪
而狂言を右者て金銀を詐り是を盗出賣代
ちやうす番所ふ故に其方の家ハ閉門中なれ
ば人ハ番を付く歩行すふ那く女日余に年
も罷科の沙汰無ハ家を出ハ是を何ひきふを扱
ハ先遠く異国を遂ると計ふ危角の方却て無
少し程経く家を中分又何ひきたきやうハ科人
ふ小花苦渋ふ親子の者を中くふ小柄目貫ハ智
かし疾と思案すと計ふく又何方沙汰も無り
迎ひ人扱ハ今夜ハ嫡子四郎を振ふと何しきれハ豊
臣云先達く家を苦夜く其儀を何ぬれ苦ハ罷
名を定のぶむ渋ハ犯科の方おきを親ふ子年乃
旧功是ふ為ハ空く磨まと事を惜む此而と考く
結ふ和に計ふと沙汰伝ふ胴所家と扱然
の上ふく渋を父ふ下れ心次第ハ扱ふ様仰付
へきれと評決ふ子に何なるに事

「無止事ニ彼近習ト親ハ縁故中ニテ取ニ成ル者ハ
人ハ死罪親ハ切腹ト取ニ成ル哀ニ存ル事ノ外密
中原ノ是ハ父ハ有罪ニ兼ニテ彼ヲ清ル帰ル
父ノ許ヲ切腹サセ身ハ妻子ハ無忠勤ヲ励シ
少モ又或時門城ニ老中列坐ノ諸ノ侍用向
申ハ御退ケ下城前ニ成ル今日各ニ用ニ無ト
書付ヲ取終私宅ニ帰ル金子ハ今一取ノ遣ル用ニ
申ス豊州供徒ノ者来ヲ呼テ汝ハ急ギ之ヲ
持ル二宅ニ書付ヲ早ク取ル来ル其席
ノ誰ノ許ヘ如何ト付使ヲ下ル使ヲ下ル走ル

「ト付ル彼士兼テ和田蔵ハ門出ル成ル
故世程立ル右ハ使ヲノ報ル中ヘ御達ル
中板書付ハ有ル夫ハ猶ト失ル仕ル豊州
少モ怒ノ言ヲ有ル又ハ同役ノ席ヘ彼出彼書付ヲ
私宅ヘ取ニ遣ル申ル人ノ所ヘ
不申ハ明日ノ儀ニ取ル申ル沙中ノ人ハ各退出ル
ル彼士ハ沙調法ノ角ニ有ル人ハ成ル取リ
其後ノ中ヘ出ル門ヲ成ル家ヲ各警
テ豊州ノ機嫌ヲ伺知ニ出ル彼ノ者ノ来ル
沙調法ノ是モ夫ハ某登城ノ式持ル沙ル

書を高却せしかるに却て然れい不調法を競
人共某社渠かを成掾りきれ少義 石著を修と
お勤めて何の怪なく お酒をもつもかるゝ赤を
受し恵まるに仍一家中の業君の為小義を抱
さる共 毎しそを見えし

吉川惟足事

厳有院殿御代吉川惟足と云神道を有く世
に用し人也 元来八泉州堺の産にて町人の子也始
八和歌に心を寄是を習夜身を垂柳が和奇成
恍惚たる共生来国の神道成知るゝ事 幸く却

理を叶へて吉田家の神道傳授の為に一先ず
八登り数然れども吉田方にも俗道夢連胡乱の甚須
幼少の砌より萩原左右佐真従胡乱の所へ度く来
其比を彩ひしら芸間入なく結句咎拙有しに
神の道を半ばそれ多あるしも何とそらむ如流
と書付て飯を真従に上て見て大に感賞して
参きを少を対面しまし惟足を様し試たるに智
分明に忘を答こあれる者なれい加程の愚者有ん
なれ此空うそんい却く神道三貫記をん神
道の奥旨いをさうひを浩きの伝授以下悉く傳し

所ニ其後惟足ハ江戸ニ下向シ一伊城ヘ召出サレ天
下ニ其名ヲ表ス　上ニハ仍後ヲ京都ニ
吉田家ニ於テ日本紀神代巻ヲ講セシ一ニ大社の祝宜
神主以下参集シ聴聞ス毎年飯府ノ公儀ニ
出仕を被下諸大名郷士入保神中将正之朝
臣弟ヲ以テ致シ候ハ惟足或時の歌ニ
はるかぜを人の心に根とさしの花のまことを咲
惟足子も惟足ヲ以神道の家ヲ事今ニ於ニ
勤仕ス

歌毒妨浄瑠璃盟鰐事

寛長十五子二月西国の諸大名に仰せられ信長公乃
父織田備後守信秀の旧城尾張名護屋の古城
を再び築かれ尾張大納言義直卿の居城と成さ
しめ給ふ其頃つまら歌毒妨と云ふ取ヲ々なるハ
毎日に諸大名れ若党を引きつれ出て大キ
成石の上に日傘しの石屏を張て毒妨を仕る甚
内蔵佐の時の小歌やうて或毒妨ニ云ふハ
及云ふ所ハ万松寺ハ一枝折ヲ分ハ
と訊り万松寺い織田信秀の美花而也信秀の法名
城万松寺殿拙岩大居士と号夫に高雲寺殿

の云舞妓と云ハ名ハ同しきを以て今時の歌舞妓云
宛ハ雪踏の事ひなて仕形と始を演ずる事ハ
彼篇の説ごとき柿歌舞妓の始りハ京都将軍十三代
光源院殿義輝公の治世永禄年中也当社の巫
女くにと云ものあり都に登りて名古屋に
出て浪人彼くにが容色に愛て寵通を渠等為人
苦と渡世なき侍ハ為人洗して神楽の男舞をなす
為舞妓と云事を仕初見物を請て渡世とせり往古
なれ所ハ白拍子の類ひと神楽を文字を変神楽の
変風なるべしくにが許ハ下男一人有て名を猪右衛

門宛めく普純と三右衛門なる者ハ彼猪右衛門
今ハ名ハ狂言に猪右と云名目あり世謂て又浄
留理の始りハ信長公の侍女小野乃お通と云ものあり
義経と浄るり姫との事を十二段ハ仮て節三を分て
吹ふき其歌号を附と云事也形を十
二段と号其節ものを傳て他名を浄るりと称
一説ハ浄瑠理ハ太閤秀吉公の治世欠孫多中に始
るとなり梅ごと老ハ小野乃お通が仮て初し時ハ
未世ハ著く流行ず未浄るりと云名目ハ世にしと
又孫の頃ハ世上ハ浄瑠理と見へたり老に語ハ

者豊臣秀吉公西之丸御供師を仰上セ
淨瑠璃人形を遣ヒ操芝居の
型舞と型狂い後に河内と号浄瑠璃を語る夫受能を始
次前に狂い後に上総と云夫より左内義内拍子を
後ひて浄瑠璃を夫も芝居の始ハ五条の橋の
南に有しと爰吉与休見かに参内書ハ芝ゐ
近き頃四条高川乃西岸に引移り其後まさ年
を経て今の東岸に移りしと也

吉村氏たる物語事

京極丹後守浪人吉村氏たる影ニ基京極家ニ在し
時ハ接物語ハ出仕ハ時山型郡十郎と申者
切腹ハ丹後守郡十郎を召ル須日仕を拝ハ出
敗ハ無之ハ先日ハ仕し
き右様ハ酒井右衛門様て重ル胴を仕れ
列上ハ胴と云ハ下れ胴ハ貴を場を
怒る服を仕と同を右衛門様を下ヒ服ハ
呼と申と事ハと云ハ様ハ待テと申
事を掛ハ拍子ハ反と申ハ偏と白服ハ
恨を合て今ハ拍子と見ハ左程の魂ハ物の
用ハ三度を限り帯刀を以ハ新人を交り

法外を忘れ仕事に行くを其科とし行事明
白申渡すを百服付とい其時服をふるひ中に知
恵ありて多くは則ち公儀に系上仕和泉光由も
其場に居て見て聞て驚き事を尋ねしに世人恪勤
事を記し古賢業に武光五たりと云
古者しが法人にて一時を中りて何事の家中に禁
掛る所なりと義を知る上方に於ては侍を互に
約束の時に馬士同士馬を賭せと云侍を乗て馬を
下して荷物を解て既に新たんとすに一方の仕暇
立ちて始て中なりて馬を者ふるに決て不如と馬

なれ此に法を定めて約束なりし仕方を怒り
中間に於て強盗をして彼士を殺害を無事を馬を下し
一言の挨拶なく無礼を不法と部士乃法に知也
おのれ下にて腹立ちて呼に法を無と而て乗を乗
約束を定めるに二度馬を乗下り駕人に成
て乗出を乗に出去唯今の仕方を言葉を急
ぎ知ぬ馬を下れ事に有て然に拾
ひ人に必定也御初代の論に無差代を拾ふ
お愛に某を乗ぬ馬と古習なく無
所に屋敷あれと接拶致に彼士頭に信伏して空

丹後国竹野郡川上村左右ニ分ル所見ニ社ヲ建テ
武光ヲ祭リ一疋ノ馬ヲ奉テ以別ニ武光ヲ
功名有不世ノ豪傑ト事敬ル此ノ一取ノ名ノ
鷲巣見姓来田ニ事ル
播磨ニ掘場ニ永井兵庫ト或時仕用ノ猟ニ出タル
山中ノ高樹ノ枝ニ毒子ノ泣声有怪シ
紙ノ様ニ見ル故木ノ枝ニ巣有テ内
泣ル所ノ母ハ嬰児ヲ抱取リ舞ト云ヲ
有リ彼巣ノ色リ狭地ヲ敷テ寝ヲ遊ヒノ
清ル巣ノ嬰児ヲ下ニ助ケ下知ヲ
刈狭地ヲ敷テ誘ル警ハ巣ニ無シ仍人ヲ搭ニ登
テ捜求ル巣ノ中ニハ鷲ノ子ヲ彼嬰児計シ刈
嬰児ヲ取下ス 障ル人見ル人 甚ヲ怪ム
世ノ連飯乳味ヲ与ヲ育ニ稍長ル
才智発明ノ去ル人ハ苗字ヲ鷲巣
見ル孫百五十石ノ士ル 其子孫今ノ彼家ノ
在ル先ヲ彼家ノ高ヲ居ル鷲見 七郎ヲ文ル
有リ其子孫也可遁ル 按ル鷲ノ掘ル嬰
児ノ朝ル府ヲ無ク在ル ト云ハ定メ天ノ
云ン 奇ル不ル

近江應山石の詞書

往昔の近江坂の例を人とかく語る所有る風入て空しく語るを聞きて客ふとも又應山石の少
なくて其客生れて三秋一言よりもれ出でざる
あるを語るを動しく見る和歌を嗜む外
にしてまかりぬめるこあぶる言葉の多き社彦佐
光あと語るとのこ宜ハるやと歌かうちむかふて殿下
も面かうりて而うりて思ひ給ぬとも去れハ北条
氏康子息氏政の補ちく時一仮に再い汁をかう
ら切見て氏康彩僅の椀の中の残りた書ふ程成

暗百ちく関八の古護毎見東と嘆せられしが業のごく
氏政ハ父氏康とハ天地徳溝の育将なて氏康死ぬ
太閤秀吉ろに敵し永く亡滅の名を遺されし甚
不ハ換れしる理ハ一ッ成歌

茂樹先生論語を事
久世大和守頃ちく或時語ち人とこち白刃を振て
明家に取籠に仍捕るのを甚家を囲ム国渠元来
ちくちち故に近間を捉ニ立く唯甚を毛ノ誰有て
蹈ム人浅勢ちく時移り紛須臾に茂樹先生中井
寓しこ在をら打笑を通り合ハ出と笑く捕る

加向こゝに彼此を説て伏せしめん。許
こゝやゝ捕る諸こと及ばず佩刀を解く毎刀、が
彼家に法と入る其気平和之溢るの教気忽色り為こ
折きく立向ふを得暫く有こと如何教諭きん
彼に白及を鞭ちて及ばと伴ふ表くみる及ばず捕
ふ向い此に既に敗降する上六応賢漁父の挙動
有こと書と云捕る点ノ渠を詰取こ彼に自得
し上弱者こ縄をかゝれ之及ばず捕の徒の及ばざる処也

翁草巻九

翁草巻十目録

享保以来見聞雑記

詔諂士渓こ事

追加

翁草巻之十

享保以来見聞雑記

享保の始京都町人根笠屋中村内蔵介法印庄
左衛門哭者左衛門中村四郎左衛門事一奢詔之仍冥加の所
沙汰之事右四人遠島追放等法印外別京都町
奉行所に四人を召呼れ内蔵介庄左衛門
四郎左衛門は追放之旨奉行所より被右宿所へ引き渡
与力同心を付差添諸式之悉く封を付之急欠
所仰付候四人か宿所へ八四人家来共用
事之事奉行一中なる源に社左衛門妻い警の解り

み心移動し、其場に於て自殺を扨諸式令銀ヲ以
て支へ小倉色紙片帰車の硯其外天下名家歌
有り令銀ハ苍奈に費さる故に案の外少く四人の扨
合言金千ヲ九十万両也 但有金ハ七ツ々賀月誕文ノ高合九十万両程有之 各二条所撰へ綱ヲ付
奈の事に付くハ色々の物洗あれども爰に尽難き故
爰に略て内蔵介世感りの時令銀ヲ九の欲条ハ元心に
任せ云事扨ヲあり由ヲ以仕ヲ一ぬ扨上京
扨根生の町人に条云ぶるふ所に思ひ出に交り
ヲやと志く幸内蔵介が別荘爲九下三賀の向ひに
三木権ヲ丈が宅有り茶ヲすを煙して招ヲ丈を招ヲに

京町人ノ文ノ第六十三巻ノ二条記

不諾其所以ハ渠今時めくと雖銀座の役人也の事なり
及処其志相違一京奚で渠に會して四と行ヲん
ヤ也歳度招くも終に参ヲ来せ申ヲん扨京扨
根生扨町人云ハ三木権ヲ丈井川若五郎辻次郎右ヲ
形波左九郎左ヲ市の類多々ハ上京に住ヲ是皆ハ町人
なり各由緒有ヲ丈三木ハ本姓長田也先祖ハ能
前大内ヲ長て武門を始て洛に来り町人に来ル如
水老汲時分の事也委ヲ不考然ヲ子細有ヲ
家ハ其後ふ通ヲ悟分地乃長田家ハ今以合力
有ヲん井川若五郎ハ珠ヲ古記ヲ世ヲ名言

況今責吉次が未也故を而碧五郎と号すと云
彩々由緒有る名誉なれハ甚不審と成と生立
上品ニメ世事ニハ疎く諂諛謀計の巧き所ふ知ざと
無く然とも文を能くして偏に大名ニ似たり此
故に金沢の威を輝しまを已潜るを時ひて
彩なん哉ととうを○或人曰内蔵介世盛りの時禹治
光琳者ハ本ハ或時内蔵助光琳と謂く云
未ル何日赤山ニ於て一家の書室系図の変り其か
書女ハ如何者ニ定く侍所ハやう事も系図
右ハ絵て能き物数有る人甚敬向奈何と問光

琳曰く考ふ所雨ふと教示を内蔵介諾て教示を
数日ニ至時の系図ハ家々の書室差と粗ひ
ハ〻〻ハ〻〻ハ寮重内ハが許ハ有り系物をもらで
奥く舟入船の侍女前ハとうを生静ハ系物をもらる
る唐の屏ハの美絵尽し後ハ彩繍を用ふあ
やかふニ元ハ〻ぬ蓋り彩く〻〻〻〻生ハ色ハ色
ニ系ふの系ふのを舟入絵ふと居流ハる有ハ何
も天人の彩雨綾ハを輝を計也ハ〻也内蔵介
内室の筆紙と各絵ハふ知ハ少ハ程有く中村の
系物をあらい〻〻採入る皆〻あ〻也と彼内

室のもとを訪ひ給ふ節付き苦しき羽二重の袴
下に雪の如く高き白無垢を襲ひたる上に
て京物をもく静かに坐ひたるもの人々案の外なる有り
様なり外の内室なども同じく無垢にて綿入にて前り
増りて結構なる衣服を為せり事一度内蔵妻女
も其後々に納戸に入り為れば別段なる同じ
様なり羽二重白無垢也一通りに見る時は如何にも
坐中を圧する見えもあれども元来羽二重と云ふ和国
の絹最上にて貴人高位の御方無上なれば
時の為故に羽二重の絶品なる衣装を多く用ひ也

事罰江の涙に増さる能き物なれども且侍外に為
侍女のもとを尽くに使ふ羅紗綾なども皆侍女お意
の衣服に内義外方の侍女の衣服は外の書室乃
もとに使ふ結構に比べ殊に抽斗多く書室
は箱箪笥なども同色の羽二重然るに其代りに
侍女に使ふ結構家内室の衣装を為れども指図
やうに比べ比べ姫の様は左も無く見るに使ふ
様中村のもとに抜群なる一坐御押入自分奴
用に成る其頃世上に此沙汰有り流石光琳なる
数寄也と笑ひ合ひ其後内蔵分は呂左

刈髮して風体とはち漂客と変昔ハ川智さるなり
なし余或風月の為に杖をもとめ有しら世を
汎ぜし中も昔の供奉弥御く詠歌風情もとり
去れども付ケ合の句ハ多分恵俳諧也実俳りと
○有章院殿家継公ハ御兄家宣代君太五郎君お後
ひく御早世有しハ文昭公ハ三の御子れ御幼稚
の内公ハ七代の将軍職を受継セ給ふ且の御年
故世良田を名乗る世良田隅松君と奉称然る正徳
六年丙申四月晦日不図我御ハ年ハ御倦界有外御世
嗣無犯紀伊中納言殿を江府御本丸へ迎入セ給ル

刈将軍　宮下方ハ代の君に立ル
有徳院殿吉宗公ハ也此君ハ紀州の鼻祖頼宣公乃
御孫大納言光貞公の御三男之御若ク時ハ主税頭及ル武
万石紀州ハ配分有之ハ御兄頼職公の御譲を受給
紀州ハ御後也右ハ万石分北の須ハ分ル
者に山野乃狩ハ好ル御用の養ハ心ハ什
一如家有しハ進撰ハ御の折ハ彼方へ立寄ル
武時ハ供も具ハ馬ハ唯ハ独彼方へ入
給ハ亭坊平安也ハと宮ハ妙ハ家ハ自
然ハ公傍ハ在ル枕を立給

古様なる亭坊古し頃も訪ひ番ひしき何れ
に欲まるとあるの亭坊云ふ玄ればこそ頃ハ京都
に用有ず在紙はめて中上に甚作起らず古風後
世道さらし京都に於　帯東　院中　所機姫結
所而表所静寂の中に為ひ僧ノ言　教門
の或ひとを京都にもいくも要すい石原但所　而表
ハ住ら所機姫ゆく古辞ある古様なこれ上京を必
先く出悦の事也と被仰右表所ます　元のまとく所
度もつぶ特遊扱京都名勝を聞べしの古言ふく
丈か何角のまを古時中に考ふ破後後に好と

或人に語ます さもら後子　天下理知古前地有て　似
初名物沈も上の事　もも　忽威像を後され
歳に受ものと　語ふ　那ら古身に考ふ下
さ及のまと要変　ふる　君ものれを江都に入を移
て後所前代次第に巻奏長　武ハ常ものに似ず
何とあく世外　花のまふを欲ふ古　庫物ふ
本源新の物を　玉ふ古殿ふて古馬にめられ古　独
特地を隠ものふ中古業大樹ノ所に身り係る
古於ふまを及ふ古を皆人大命殊さ恐怖ます
古候約のまこれで世代巻奏を止ず武を励さ

志ち教戒如之一所最代世有之し内紙
も未だ其代りに絶く久敷は指たる也是八治世
八武を勇ふの業外ふ所一指八乱を備の警古且人
心に勇猛を成試ふ所之し也て所近代を故に
知紀に正ふの内加藤猪須の人多く皆の内に大小と
加しか此君所治世に多く拾ふ有功を人ふ和兵内加藤
猪須の潮を紀氏ふ内供の内有馬兵庫江加納左江守
支人を一万石に少取立有其他に大名趣前を成一万
石に被加しか外ふ立ふ此内加藤八訪ひ
之亦内各番の抵に下ふ多ふ全於ふ

一次加藤の名目八主紀すこさやる事も無き
城下さもんふ八有功の人ふ何を此をもんや爰ちん容
易に内加藤を一と見へ多り是故に諸侯に所見る
内ふ多を始を新紀八何侯八何ふ石ふ何を
何百石ふと其侯の勤ふ程の分限に定し持ふの丈
ふ多紀八其通又少紀に八内侯勤ふ間八其ふ程持ふ
ふ是一ふ紀侯に大変少ふ分ふ差別ふ其芸尚
ふ人何侯ふ勤ふと云事此一誠ふ名君此人
城を治ふ支の度大に自内ふ内いさを紀男を
ふ一人に内加藤八正ふ様ふ平定八少

多地地内侵入内豆言を被付ハ其ロ侵切ル事ニ成ル
其人ニ対シテハ軽紙おかれ之人ハ智くなる侵
の内豆言ハ智ク称ハ不易の事ニシテ大也 雪ヶ 元成
内使約と言ヒ其外此君ハ御代ニ始マリ之ニ親
矩ヲ聊書批判書一冊内事御ニ世ハ奈成をのぢら
所潜リ人ニ武を嗜ム心有ル仁ニ備ニ此君乃 言
功最 神君以来御中興の君と崇奉シ御若年
御名言 不可勝計 恐ル〳〵惜ル〳〵 粤ニ崩去ル
御自身ニハ御ノ之内廣流を立ル 天下御後見
名御仁ヲ〳〵 御身を謹ル〳〵 ヲ中 有ニ仍

御嫡家重公 内幼名長福君 第九代惇信院殿 は 元文二丁巳五月十二日御誕生
折柄も御童名代 御子代君と称シ 下 有る 一統志
内沙汰ハ御嫡流乃御名ハ内名ハ内豆言と思ふ
〳〵御許容無ク 城名〳〵中 勧免 有ル
内孫乃内名を 御子代君と被称 ○御代
智〳〵仍享保四丁子冬朝鮮人来聘ス○ 切支丹乃
事 切人ハ逃〳〵死失 切人同前 切人同前少云ハ姉と切支丹ノ女ヲ云
元無〳〵成 他國ハ不知京師 西陣 須ヶ の町〳〵云
知ハ旬 〳〵 兄弟 老婆 人 享保の始を生 姉
〳〵是則 切人同前也 姉 先き 死 姉 無 死

其若与刀検使を差遣され死骸を改め病死無紛
に仍死骸を埋葬し後を糾す為宗門改メし
面々に京町奉行所へ死骸を引渡セいたし
之簡来り之を取計ひ帰京致ス事 却人同前ハ絶
り類族右之子孫を云 死失の検使ハ同心を差遣され結す
取計ひ一件教々書済す ○享保五子の年正
月元日寅一天
皇太子百十桜町院降誕同刻洛に火事有往古厩戸皇
子聖徳太子の降誕正月元日寅一天ハ其時ハ厩焼ル
りと云と偏に聖徳太子 帝再来なんと人々歎聖
を敬ふ人と世挙て中敬を業のごとく普通
の君よ渡ゝを移さん 践祚の後君の治務世を掩ひて
上卿客の風俗改り要ハ教帝國の道を弘く次下
民ハ己り営を直ふ元文年中に絶て久敬丈堂を
彩堂を紀元延享ハ上七社宮佐奉幣を再
興ス彩ス偏に此君の徳ことゝ東に
有徳を在り 公武共備く書聞き 帝代の為
ちに程ハく帝代を
皇太子百十七代桃園院ハ儒ゝを
ちに 仙院へ移ります 寛延三午年 崩御 宝算三十一ヶ
敬を示ふ人の人世を見ハ失ふ心地なんとも寛ハ諒闇を

世しるし東武より老子その法師法代々の例ハ誠に大きいの文ハ二条家の姫君まく外祖ハ加賀宰相綱紀卿と元文の始め御入内也此君さに佛の道を深く帰依しぬ

仙院未御在世乃折柄般若古書寫の由来有く院おなり

感有り由来明らかに

清らと一服そなさるれ大文乃御方へ進ぜられ宗賢急ぎ申ふれ申の由支如しかの程

院かれさせられての後ハ猶一古書拝ぜ御名ども等法れ夜とあく至とあく般若三昧こと

此しるしを以明和の末ハ頃より般若六百巻此功を終せられ法按合の為に円満院御門主に巻ハ此こと新鳴呼般若書寫の功徳義の大約きに昔ぶ皇女后の出家堂ぶこと其功を遂ぜ玉事倭漢今古の例一を挙り次末代まで有ぐ光明皇后の由新なる所閑仏の示現しるしを上ぜ代ぶ是ハ以ふ知まのあらの佛業薩ハ此

女院の由事ぶ

ぶ少ぶ

桜園院崩御の後此由援姫文紙

宮御方九五ぶ御位ぶ即ぶ御在位八年

百十八代仙洞 世の中治まりて皇太子 桃園第一ノ皇子 百十九代 今上
御代譲有り 上皇を仰うまさせ給ふ
女院様々の御事絶せず花の御所多用多忙
の御事を時めき給ふ也功徳の深き処年
〇往古加賀綱紀々信君の頃上洛のを東武
彩ふ其例稀第なり格式の沙汰を心法
許容を綱紀々老侯の思出一方ならず歓喜有り上居
せし先二条家へ参向ありし稀人のなれば彼
亭を設け饗応有り去る頃武法ハ禁止せし
かを綱紀参向ありし先素ならず対面有り其時ハ

間を隔し日見用前也右書屋二条家新司
の業度御大奥へ通ずるハ婚嫁ハ挨拶ハ篤く
を尽されいと懇也内々ハ奥向の饗宴ハ
少妾閑なる須姫君ハ二方 女院御所 京極文中屋中 を須未十歳
丈満せ不拘ハ連枝ハ綱紀々の孫の為り
〇坐ハ高ハ高ハ挨拶ハ綱紀々ハ恍
の様ハ接遇頻を見へ書類無席給
綱紀々ハ勝を告し無世相飯国を都ハ少ハ〇
清朝康熙六十年の須 宝永六年ニ当ル 明末の朱一貴と
云ふ臺湾府ハ一揆を発し其徒李勇杜君英拠と

共ホ進発を侵掠し終今を進歩し或ハ討殺ス其
威勇を進く海内ヨリ帰ス共ホ農業ヲ去万ホ乏ク万民
苦ヲ為ス悩乱し苦山の也故への注進及ぶヒ如し
偽ス北京ヲ発足満ヲ云将ホ故智を揚施世標と
云将兵ヲ副し数万の兵卒を従ス臺湾府ヲ向
一貫ヲ往と聞ス数戦の上一ヲ軍利有ル況大ス
業を失ひ兵威衰ス一貫ハ跡を絶ス命し終ス
共ホ所を知ラス奏ス臺湾軍記ス孫しと小
共右記ヲ信の事ハ無疑しとも其須ヲ遠ホ
到来ヲ書ヲの寫有し紛失ヲ大旨ハ右ス記

ホ如し康熙帝ハ元北狄也と雖清朝の祖ヲ
国政を善くし今ヲ一百年海内皆治を訊ふ清朝
の剣業京胡の正保元年ス当ル清朝ハ国風ス世子を立ホ皇子義人
ト国ス巡狩ヲ居数年右経歴ノ間ス変有
を棄ス無志敏治ヲ世子ス立ホ也故ス四十余
ス不及ハ即位ヲ数て帝王一世ス号一代ス世祖の
ヲ号ハ順治帝ヲ称ヲ二世ハ康熙三世ハ雍正
当時四世乾隆帝ヲ号ス乾隆ス当朝の国風
ヲ華人治ヲ康熙帝ハ至ク長寿ス
頭不具ヲて不回左右を顧ヲ事不克ヲ安ふ

実否ハ不知又近年渡来ス図書大全ニ唐朱と
清朝ハ日本ト源義経ノ裔也と有リ是奇説し抑
ゴルタ、郷夫ハ北韃ニ近しとり義経の僥倖なん其
苦難ニ渡りて王ニ成せ可遁考○金銀吹替の事
正徳四年ニ芳長金銀を始くあされ乾金元字銀
と別合ひ始く通用ス享保三年ニ二ツ宝三宝
四ツ宝と段々ニ吹出シ銀ハ次第ニ銀の位悪く
成く四宝板ハ漸ニ赤銅ニ元字ハ東西通用ス
ス思ふれも故ニ世の人ハ気風悪く成く諸式の値
段大ニ狂ひ米價ハ石ニ付百目位ハ有りし皆ノ内

五石ニ付四百目ニ成候ハ壹度ニ有四拾目余成ニ
拾九文宛ハ世人大ニ窮困を享保三年ニ新銀ヲ吹
出四宝銀四双倍ニ通用仰付られハ是ハ芳長銀と
同位ノ上銀ニ成ハ自ら世上ニ自然と値ヲ成ル
場ニ次第ニ元ノ如ク同七年金銀の引替有乾金
四宝銀の通用ハ止ル添世上ニ通用ス
其後十四五年を経て元文元年ニ文字金銀を始ル是
迄の通用金銀を古金銀と称し銀ハ五刻金六刻
半場ニ成ル毎程古金銀ハ引替ル是を小判と
先年の四ツ銀ヲ出シ使ふ捨ル事ヲ恐ハ相場ハ

の在るを左程に無き今年より三十余年無常迅
用ひらる○享保七年信州松本城主水野隼人正忠恒
江戸殿中に於喧嘩及傷に仍水野の所領七万石
没収城地若し嫡子出羽守忠之新地七万石被下る○江戸
大火沢町又配の事彼地住居の代官古郡久右衛
勤来り候処死失に付享保七年京町奉行小笠
原佐渡守助重世仕舞
節に仰付○松平飛山城主松平摂津守助重世仕舞
節に付十郎へ家督無相違仕候様に相願早
世無嗣同弟同九右衛門頃十二万石城地若し召上られ
跡江甲斐守松平甲斐守柳沢氏を以て甲府へ公儀の番城

み城に此甲斐守の父へ松平英次郎と云ふ前老と為し
詰居られ常憲院殿御治世中へ権勢肩を並ぶる人無
く領地へ甲斐一国に被下諸格中家門国主に劣らず
無り下と有徳院御代に成て次第に格式を以て減又
此度右取替なれ共の列侯に成り此一也○同
公日光御社参○同十四酉年異国に仰遣され象を
取寄浅草に於て人象遣に附添同四月入洛
禁庭に牽上され 殿覧相済東武へ牽こと 江戸
表へ名小屋に造被入を其餌へ絞頭笹の葉形に
象遣是を与ふれ鼻を延し一鼻に巻取て食を

家遺書にも此家ノ者中ハ古くより是を拵ふに家遺
ハ相伝ふ甚疝痛ノ仰我毎ノ日生れ見れハ甚疝急
痛ちゝ○同十五戌子六月廿日 未刻 京都立憲通
室町東ハ入町 大久字屋ちゝ東家ノ出火折柄東風
烈ク吹 北野 松梅院一条通浄福寺 此或ノ所ノ火ノ
其間十余町ノ町家ハ焼ちゝ火祀 三所ノ火一統ノ西陣
一円ノ焼亡を流ち焼失の町数百十餘町 其時ノ玉
璽欠也京都ノ於ハ室永五年以来の大火事ノ也
と西陣焼と称を○法皇御所 霊元帝ハ 後西院帝
ノ御禅りを受ちゝ移ル人皇百十三代ノ帝位を践セ
給ふ法皇太子 百十四代 東山院 御受禅ちゝ 仙院ノ称を
初リ御ノ法子御落飾有ちゝ 法皇ノ称事ノ
丈ノ法ハ修学院ノ茶屋 林丘寺ノ古茶ノ御者と
四事ノ形ノ中詠歌ノ中或秋の御製を拵ふ
紀系ハ入ノ御ノ後ノ名を法ふ 此山ノ古秋の久ノ者
御室ノ号と月出度茶字を詠ちゝ 享保十七壬
ノ嗣御泉涌寺舎ノ葬ノ事 此君ノ御時ノ至て
多き年代ノ帝ノ出ちゝ崇敬を上り
御代君はとハをの御ちゝ時を得て此代ノ名を
ハ武士ノ法実法ハ中院通躬ノ西三条公福ノ為九

光栄々冷泉為久々其姉の宮匠作為ありしに和
歌の風体いと奇なり和も偏に浴おし感唐の代
ふ似るり中ふも実陰々ハ和歌の徳ふりて家ふを
あるめ俄同三月の推任を蒙ふ君の仰ふも実
陰ハ遠霞院すのるに歌を添せと賛さを好ひ彼々を
又君を其世の聖と山宗うとるふ吉ハい綾と久変
撰集のふ沙法も有めれとも女房ハ歌無一世とる
其うり止めとも嗚呼惜ひふ

折るのふ左様家奇るに侍るふ風情の耳底ふ
止ひ侍ふ　或時入江のふ歌が蔵英之のふ及中を

勅ふ下れ寄ふ
ふうたを寄のるをの所中ふそ入江のあるめ仕業ふ
又のるを字乃ふ歌
恋の夏の稲乃乃ひ寄る枝ふるのふ乃れるのあるのの
家乃さとくふて
中院通村公
ふれこふれちれ忍ふれちれ乃れ乃れ乃れ

追加　川瀬孫左衛門致ゆかしく駿河の陰　詠士　羅人
十七字ノ内ニかな文字九ツ有リ

右記事　桜町帝御降誕の前乃火妻ハ稲荷門ニ
前也　其の火清役九郎大隅守馬上の吟

蔭もるを知りて羽織きそ始　近要

若ふうゆく炊いと白ちらす　徒士

百樹者口を丈さ仕たるそ

寸孫集ニ云ふ和ニ見へそう梅ニ京都火事面ハ近
邑の大名役也其自身　京ニハ詰ル人数斗ハ
詰ル也其以前ハ此外ハ定火消と云ふ有く一万石計ル
大名被勤ル　享保九年ノ頃ハ未定火消有し也

詠歌士流ル事

詠歌ハ和歌乃一術ナリ代の集も　御見に
ル然ルも今ハさるハ大ハ異ル今の如キハ中古
伊勢の荒木田ル武山流宗盛ル　和歌の意高下
葉あ連ルのるハ流ル真ヲ其ル沢
九貞徒松永貞徒と云浮口久秀カ婿　也欲ル或ハ倣ル　手掖を立て
詠歌の也欲ル云事ハ始めハ　手ル伝ル北村
雪吹ハ此門ル也ル　の筆武　ハ海ル　扶桑ル
ル　て欲ル長ル世ハ　其名ル意ル東武
ル　ル　ル　

者の門人貞徳を祖とし其道を弘め各支流
城山を中興し芭蕉翁桃青は伊賀の産なり氣
かゝ捨徒歩の志を汲み雅趣を尋ね終に武門
を去りて風雅を紀行し身を風雲に任禅を参じ
て心裏城を史し支情を述る句毎に禅を有す
世の中無苦方へし甚角冠を去来許六支考
類支徒諸国巡りて遂に蕉門を云時菴
淡しハ元浪京の産にて若狭名を渭
北と号享保の始に京所へ移り甚角弟子と称し
名城淡と改浴東下河原町に居て富を

[illegible]後[illegible]洞院古角堂又篇四条に移居し時の所
京を出て都西の方山吹山鼓名蓑四雲鼓其頃ホ子外
二子須浴ハ言水方山吹名有て淡と詭諧を
貞徳の流を引く宗匠俳名有て淡と詭諧を
事業一方ならず淡ハ素去れども俗乃匠説と
不拘点諧を時人気氣に感ずる所に制一且法人
ハ説[illegible]神のごとし故ハ
宗匠ハ[illegible]ハ無記に似[illegible]
て実元来甚角弟子[illegible]ハ虚事有何也の傳系も
無記を患く信思惟一 正宜り弟子 大宝と云者

怡名人子ト号

詰ゝる事所以は正宜は元貞徳篇の系一き宗
匠あれは傳書の教を多く藤を正宜死後に
を大主の所屬しめと笑ひて行ひあり大事を賜
ふ事なく文用ひをと雨人とに法ゝは長ケ
志は志性と志郷の者あれも法ゝ芸布舌耕を巧布
ゝく自ら事をしゝ門人をゝを大主始は
法を信ずと出後布を調弟を察ゝ色を疎ゝて
師弟間あり享保十二年師弟確執と如ある徒
二つあれ互布舌戦しゝ也を厲ひ甚ゝ甚
京所事は長田親中布法ゝ信ずと

法ゝ色と候を竟布師弟如入あ事て公裁に及ぶ大主
頂を法ゝは時の事は二も頭を出は浴布用ひゝ
月須あ大信（十倍）時めをあり甚は建仁寺禅菴乃長
老（秘名一説）挽杉ゝ大主と和融を整れ玄河ゝ甚弟
は退法ゝ困弟等秋布苗字点指を譲ゝ夫ゝ
東武ゝ越をあれ色の権門を貴ゝ立入ゝ色を書ゝ
れ勢中甚須権勢並に無沢加納遠江の用人何某
渠又主人を威あ法れて天下の話信に用ひれ大と
勢は有る身あるが如ゝ睦ひゝ頼る法ゝ故
信ずゝ公務の僅の時ゝ法と関ひゝ記篇ゝ彰

て浪〻ハ事敵に於て苦艱く名を発し〻敵洛に乗
乃日彼何某番列を終り西川邸を見て彼訳を
浪を答る事いと叮嚀なるを見聞す人々と
愕く其故い彼何某ハ当時無沙数羽振の侠人なれハ
故為に色〻招待の使有りしも其時の賊無きに仍
意〻辞退し〻ハ招に應ぜぬ身が遥〻西川邸出
て離別を惜む事尽し浪〻ハ庸人と雖も浪〻
沙汰し丈に浪〻ハ洛〻帰り皆〻ハ市中迄立ち
古郷の浪華に居をトせんと洛の門人知己に
を告るの折〻ハ代宜角舎に一詩に往く形ハ

ち一離別を惜て涙を含し移居に就くハ何れも
も用事を聞んと其時浪〻云ふ〻ハ一法の教に
待て浪華ハ亜義が旧里故慕義老侯の遺恨を忘れ
定め付るこ去れも恨むらくハ彼地ハ川多を喫するの
患有り廣敬い京の地に赴へ志を欲して老生を
業んと去一笑して実に居住有るの事既定こ毎日
一詩を角く入まんい容易の業如ハ至れ任さんと誘
しる其浪浪が浪るの浪栖、日々の毎便こ乗
益〻施し〻きるも浪華に住く京乃水と欲る
事いる第〻言貴ハいとも古今を例し〻を思ふ

老ホ〻淡〻か量と知るべし角倉ハ丞書舟の中お
ハ通船をん事ハ負在るを知り且ハ為一為と
入るハ容易の業なるさのみ雖然と船と号の量りし
処実も淡〻なるハ其源華なくハ流るゝの名を授
事時為とハ号やし隆栖乃跡ハ富天と絶を知る
ハ家唐の未ハ事林ハ十ハ年なくハ没て渠り生涯の
事を等閑ハ限りなり停筆

追加

和名上野介正純滅亡ゝ支諸紀録と遠意ノ事有て雖

然〻記メ其訳不知古老の傳説ニハ台徳院殿日光
御社参〻ニ正純居城宇都宮ハ御泊ニ成上野介
迎意メ市湯殿ニ居〻完を答ケ献〻事ハ巧而然る
ル仍公ハ潜に酒井雅楽乃計ハ倍なく彼書ハ引ケを
ル江城に市飯松平下総ハ公ノ御装束を為〻 公ハ
代ツく市社参せ〻ル上野介を計りて捉ニ流刑ニ成
しハ〻ハ桜ルニ正純父佐渡ハ介お後ハ切て内二代ニ知し
次弟ニ大身〻加天下ニ諸侯ニ被用〻ニ奏長ノ係る
大逆地を〻や無ハ者其源ハ如何程の様努加ハも
拝管を献まて其身天下を并呑る程ハ威光ハ

未有之時一密之に所連枝の家門の内に正統と合体の
方有り遂に有バ君を換ゝ正統四の位の執政し後
多に其君をも戮逆メ天下を己が有せんの巧第一し
而して暴逆既に此に所に西紙計被罰其根乃而已の
穿鑿毎々也但の内密の内取計有しや爰に根有
乃て諸孫に遠意と記きるるや平竟正統義逆一色り
のみ何ぞ是に不及事有ども右の爰に言外
を憚る所有り又一説に不法の密通の事歟と
も云り尊に不審有バ加程の叢科の正統を流刑に
処すべき事奈何究め確罷書るべき物也右色々の

説の妄誕も多かんと等閑に所を過しが頃日正説を受
ハ宇都宮城に今の於其時の湯殿の異被部も被メ
其作城の所渡りに成れ〳〵の作を部り所居也乞別
当を松平主殿頭家中の唱也然ハ其事一跡毎相書
乞是を主作を主ハ何の用ぞや極るに其次の作を入
部の折〳〵早重言上メ破却を被部を被其後作の
自〳〵城附の拵の城に拵の作を八橋に何も如の有
ハ大に限く所渡りの成しと見るべき形象義
の面〳〵ハ秘訳と為〳〵一丁重校
一宇都宮国綱ハ代〳〵宇都宮十八万石を紙

実家なく豪家の内也無子に養長十子ゟ十二月ゟ三日
卒去壱両年ゟ宇都宮ニ壱両時ハ庶流名賀郡ゟ
嗣子名賀ニ子無之ハ宇都宮の庶子を養子ニ相続ス
今弥八郎ニ子ハ家老神尾川与右衛門 何ノ正あ者内談
を以陸奥淳二三男を養子ニ致し家名を立ル次名賀
嘆ニ大ニ怒り正安が右談合の為に上方ヘ登りを逃
を遣し正安と教唆し神尾川与右衛門方ヘハ討手を
彼宅を取囲ム内ニ男程戦ひ切腹を此事
神君聞ニ大ニ怒ニ名賀ハ切腹仰付宇都宮
所領十八万石没収ニ成家名永ク断絶を惜ム

彼家の農祖栗田関白道鼎公の玄孫宇都宮家同ク
以来代ニ沼三所下野ニ居ル ニ百ゟ宇都宮の領
を也しかし此時一朝ニ亡ぶる社稷を惜ム僅に
残りて水戸家ニ勤仕ス
一西国大村丹後の類外様大名のゟ元来国人ゟ録突
の彼也戦国の時勢ニ近き侵奪を押領ハ治世
後公儀ゟ古城の名跡を従に云を書ハ検地の時
決法も無ク云ふ通ニ諸格式軍役を仰付ル
差出ニ成ル 東国の陸奥氏
如も同前也 考向ハ云ハ十倍ハ倍の面ニ有ル

の大村五郎の意ハ今も此辺に生存し大概疎突の
為持参し或ハ肥前佐賀に和近意の姓を一家を設
の姓を称し少し宛の宝を差出し家島一円の地
所となる所に新拔多有之今の交代流の用茶良氏も
中須賀ハ世ニ知唯山中の遠里郷に近国の民
山里に踊まひて彼里ハ初見列ぬ而ハ此ハ之而の人
ハ是迄弱ニ茶良と称ス彼も何ハ茶良敬と云ふ富ニ
思ふ之意を彼暦ハ見ると彼の舘ハ城の如く結構
多く新て其古地ノ家と豊後に見て故郷に
迎ふ之ハ逢と之ハ而ハ懐て山口の書面

て之ハ稍ハて知まる是ハ桃原の
昔大那寺ハ夫ハ在而ハ敬ハ意を語ると答を度
ハ芝捨に如ハ地所名相良氏地所も又を信と
其意ハ如ハ則彼方を紫内方ハ検分の侵人を
其而を捜求ハ到ると何角に子細を芝ハと先祖の由
結もハ知昔ハ代ハ変成領知して終ハ世乃交を度
ハ右地面乃方境里数ハ委吟味して立敬地所ハ告
之地所ハ其紙江府に言上有ハ意に茶良氏を江府ハ
ハ名呼ハ捜ハ捜ハ有ハ無古来の沢一切不出知公儀に於
も外ハ佐賀方無に仍向後五万石ハ之交代家合流の

列に加へられ外並に叅勤法仰付 夫より後は系勤交代
とゝ致始め猶一向世の交りを不知い無骨不弘合のゝ
のゝ者ゝ江戸中の物笑ゝ如し一ゝ次第に外ゝを見習ひ次
合今迄は格別異形の事ゝ無ゝ人又肥後ノ内
ゝ一法の桧山有り四至谷除メ四也他峯ゝ不續獨立
此山内に住人平清経の末裔也と所從ゝ人民谷平家
士乃子孫ゝ他の人を山内へ堅ゝ不入同志の者ゝも
此内を見る人無一山内ノゝ他に出ゝ時は義を象ゝも
索立事撰を向に投渡メ他国ゝも出ゝ桧皮等
桧下枝其外獣の皮を高価ひに金銀錢ゝ不

取穀物塩ノ類を交易を此山内の人物谷裏織ゝて木の
皮ゝ類ゝ織ゝ者の如く毎年押送ゝ事他不
ゝ出ゝ入ゝ人ゝ改ゝ乃從ゝて然ゝ其出山内ノ
產物を差ゝ其國ゝ境ゝ多ゝ絹此外に貢運
上等ゝ出ゝ事一或ゝ國巡検ゝ元江府ゝ被ゝ訴右
山口廻ゝ所ゝ山内ゝ出ゝ如向ゝに廻検ゝ面ゝ山内に入
ゝ欲ゝ事ゝ拒ゝ入ゝ廻検元怒ゝ公儀廻検し
を拒ゝ事ゝ有ゝ是恨入ん一を渠等答て往古
ゝ同国の人ゝ終ゝ山内ゝ不入公儀ゝ也他の人
城入ゝ事決ゝ不許事ゝて撰を引ゝ廻検の面ゝ

悲なるものを云出し今更奈何ともせむすべ不克其
後ハ彼所を立去れぬとなん也物ごとに西国ハ王家の
未亂さるこの所ゝに此頃多し既に安徳帝ハ肥前の川
上山と云所に後ゝを皇居ぬぬとて今も川上山の末裾に皇
居跡と云て一種舎有り往来ハ其山を横に見て
崩所にて皇骸を同国正覚山に葬し奉る今殿を山
に古記五倫有是則陵(みさゝぎ)あれ苦表向を憚て陵とハ不唱
とかん侍る彼方ハ平家の一門西海に渡せし此
方に云も実否安定なれぬ西国ハ平家の落擔の人
多て其方ゝ悲落潜りなれ往昔の事故殊に

ゝ多田知ぬ所ゝ又長府の名残りの片山里に市女あり
て京師北山乃市女れゝ紫苑或ハ四季杉のお
を長府ゝ推出て售ゝ京屋くの人に見せよ解せよと
ふ其言葉人の様ゝ對ゝ言ふ如ゝ古ゝ雨
あれハ郷語ゝ人是所怨めれ安徳帝若宮女の

齋藤月岑

公羽草巻之十

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan